

令和3年度
雨量等防災情報提供システム

要求仕様書

令和4年1月

長野県

1 業務名

令和3年度 防災・安全交付金（総合流域防災）情報基盤総合整備事業
雨量等防災情報提供システム構築業務

2 構築の背景と目的

2.1 システム概要

雨量等防災情報提供システムは、いつどこで発生するか予測困難な土砂災害や被害の範囲が大きい洪水発生時に、命を守るために欠かせない早期の警戒と迅速な避難を促すため、県や気象台等の防災情報を一元化して多様な伝達方法で住民の皆様へ提供することを目的としている。

現行システムは、平成30年4月から運用開始し、令和5年4月で5年経過する。

2.2 現行システムの課題

現行システムにおける主要課題は以下のとおりである。

- (1) 令和元年東日本台風(令和元年10月12日～13日)では県内初の特別警報が発表され、県内では東北信地域を中心に甚大な被害が生じた。また、県内2回目の特別警報が発表された令和2年7月豪雨や、翌年8月豪雨においても人的被害を伴う土砂災害が発生した。このような甚大な被害を及ぼす災害が毎年県内各地で発生し、防災情報に対する需要が年々増加することにより、災害発生時のアクセス集中によるサイトへのアクセス遅延が問題となっている。
- (2) 現行の雨量等防災情報提供システムについては、年々増加するアクセス数に対応するため、サーバの増強等を行ってきたが、サーバ増強等に伴う運用管理費の増加が課題となっている。
- (3) 近年急速に普及しているスマートフォンやタブレットなどのスマートデバイスへの対応。

2.3 新システム構築の目的

現行ハードウェアが機器の想定耐用年数を迎え、リプレースを行う次期システム整備のタイミングで、前項の課題を解消し、使いやすい視認性・操作性に優れた新たな雨量等防災情報提供システムの構築および運用を行うことを本業務の目的とする。

年々増加する防災情報への需要に対応するため、「【別添1】令和3年度雨量等防災情報提供システム基本設計」の要求性能を満たし、使い勝手の向上や運用コストの最適化を図ることのできる提案を求める。

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

企画提案書により提案された見積書を基に下記を予定している。

令和3年度 構築業務	令和4年契約日～ 令和5年3月	公募型プロポーザル方式の特定者との随意契約
令和5年度以降 運用業務	令和5年4月～ 令和10年3月	構築業務受託者との年度毎の随意契約(5年)

令和4年度以降の業務についても企画提案書により提案された見積書を基に予定価格を定めることとしている。

4 業務内容

「【別添1】令和3年度雨量等防災情報提供システム基本設計」における基本設計を考慮し、以下のとおりシステムの詳細設計・構築・運用を行うこと。

(1)システムの詳細設計

下記の項目についてシステムの検討を行い、詳細設計書の作成を行うこと。

- ①雨量等防災情報提供システムに関する機能および機器の詳細仕様
- ②外部システムとの接続に関する詳細仕様
- ③防災情報提供機能の強化に関する詳細内容の検討

(2) システムの構築

詳細設計に基づき、雨量等防災情報提供システムの構築を行うこと。

また、提案では雨量等防災情報提供システム構築業務の範囲について明確にすること。

(3)システムの運用

- 本業務で構築したシステムを運用し、構築したシステムは令和5年4月運用開始、令和10年3月末まで運用を行えるようにすること。
- 運用業務の内容については、『【別添2】雨量等防災情報提供システム運用管理業務仕様書(案)』(以下、運用管理業務仕様書(案))を参照とする。なお、運用管理業務仕様書(案)はデータセンター利用を想定したものであるため、今回提案するサービスにより、同等の水準を維持すること。
- 障害等が発生した場合には速やかに復旧すること。
- 基本設計の基本要求事項に加えて、以下を満足すること。
 - ・常時(24時間 365日)運用状況を監視すること。
 - ・監視内容については異常検知が可能なように十分に検討を行う。
 - ・蓄積部データについてバックアップを行い、必要に応じて復元する。
 - ・長野市内に保守要員を配置できること(平日日中のみで可)。
 - ・障害発生時は迅速に対応すること。
 - ・ハードウェア故障時は現地(オンサイト)にて交換修理を行う。
 - ・障害対応についての経費は、本契約の運用経費に含むものとする。
 - ・セキュリティや情報漏洩について十分に注意して運用を行う。
 - ・誤情報配信時はすみやかに訂正および削除を行う。
 - ・構築したページ及びシステムの運用については、今回業務の受注者と運用保守契約を締結する予定である。なお、5年間は運用することとし、その期間中の業務内容の変更やOSのサポート期限等について考慮すること。
 - ・トラブル対応が迅速にできる。
 - ・軽微な修正については運用管理のなかで対応のこと。範囲については県と協議のこと。
- セキュリティを維持確保するために、搭載されたソフトウェア等に係るプログラムモジュール、セキュリティパッチ等(以下「セキュリティパッチ等」という。)の適用について、以下の作業を行うこと。
 - ア. 受託者はシステムの導入後においてもセキュリティパッチ等の情報を収集し、重要な情報につい

て担当職員に情報を提供すること。

- イ. セキュリティパッチ等の適用が必要と認められた場合、受託者は担当職員の指示に基づきシステムへの適用作業を実施し、その結果を報告すること。
- ウ. セキュリティ管理の安全性等の観点からメーカー等から提供されたセキュリティパッチ等を即適用することが好ましくないと判断される場合、またはセキュリティパッチ等の適用に当たって作業の結果、切り戻しを行う必要が生じた場合は、受託者は担当職員と協議の上、適用可否を決定すること。
- エ. 前述ア. からウ. の作業を行うに当たっては、スケジュール、作業内容等について、担当職員と調整及び協議の上、実施すること。

(4)特記事項

- 令和5年4月からの運用にあたり、令和5年 1 月(予定)から周知をおこなうため、提案時に構築時の大まかな工程について表記すること。また、周知を行うための資料を作成すること。資料は一般向け、市町村防災担当者向けに提供システムの操作方法や活用にかかる解説書とし、HPにも掲載を行うこと。
- メール通知システムや諸情報を通知した場合、想定した集配連絡体制など原因特定や対外的説明のために情報記録リストを整備掲載すること。
- 現行と同様の外部システムとの通信を可能とするとともに、将来の新たな外部システムとの API による連携を考慮すること。
- 情報提供サイトの画面構築にあたっては、フォントや配色、シンボルマークのサイズ等、視認性に配慮すること。

5 業務実施体制

(1)監督員

県は、監督員を定め受託者に通知する。

(2)配置予定技術者

受託者は、技術提案書で提案した配置予定技術者を県に通知すること。なお、業務の履行期間中、県があらかじめ承諾した場合を除き、変更は認めない。

技術者は、監督員が指示する業務に関連する県の各部署及び外部の関係者と十分協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

6 業務の着手

受託者は、契約締結後5日以内に業務に着手しなければならない。着手とは業務実施のために、監督員と協議を開始することをいう。

7 協議

受託者は、着手時、詳細設計終了時、システム構築完了時、成果品納入前、運用期間の各年度の開始時および完了時に協議を行うこととする。協議時には、その都度協議記録を作成し、監督員の承認を得ることとする。その他必要と認められる場合は、適宜実施するものとする。

また、詳細設計時および構築時については定期的な進捗確認、問題点の早期発見・解決のため、1週

間に1度定期報告を行うこと。

8 業務計画書

- (1)受託者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (2)業務計画書には、業務概要、実施方針、業務工程、組織体制、協議計画、成果品の内容及び部数、使用する基準、連絡体制、その他必要な事項を記載することとする。
- (3)監督員の指示した事項については、受託者はさらに詳細な資料を提出しなければならない。

9 検査

完了時の検査は、管理技術者が受けなければならない。完了時とは、システム構築完了時(運用開始前)および運用期間の各年度末をいう。

10 新旧システムの切り替え及び運用停止

新旧システムの切り替えに伴うシステムの停止及び欠測は、可能な限り短い期間となるよう調整するとともに、発注者の承諾を得ること。

11 データ移行

現行システムから抽出したデータを新システムに移入し、新規に受信したデータ同様に表示及び移出することを可能とすること。また、現行システムで登録済みのメールアドレスを新システムにて引き継ぐこと。

現行システムから、新システムへの移行時には、異常発生に備え、現行システムへの速やかな切り戻しを計画し、実施可能なこととする。

12 貸与品

受託者から要請のあった資料については、業務実施において必要と認められ、貸与可能な場合は貸与する。

13 成果品の部数

受託者は、全ての成果品について次の部数を提出すること。

- ・紙媒体 2 部
- ・電子媒体 各 2 部(電子データは 2 次利用可能な形式とする)

成果品については下記のものを含めること。

- ・詳細設計書
- ・ハードウェア一覧
- ・ソフトウェア一覧
- ・ネットワーク構成図
- ・他システム連携説明書
- ・試験計画書
- ・移行計画書
- ・ハードウェア構成図
- ・ソフトウェア構成図
- ・試験結果報告書

- ・運用計画書(運用設計書)
- ・協議記録、業務計画書、その他補足説明で用いた資料 等
- ・その他、監督員から求められたもの

14 補償

本業務において長野県の所有する設備並びに情報に対して契約不適合を生じさせた場合、受注者の責任において補償を行うものとする。詳細は県の標準契約書に従うものとする。

15 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合については、監督員と協議の上決定すること。
- (2) 本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。また、本業務において知り得た事柄については県の承諾無く第三者に漏えいしてはならない。
- (3) 業務に必要な機器は受注者にて準備するものとし、現在設置している機器の調整・変更・改良する際は監督員と協議を行うこと。